部長、参事官及び所属長　　備二発第５４８号
殿　　（地域、装施）
情　報　通　信　部　長　　令和８年３月27日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

南海トラフ地震発生直後からの災害警備活動を維持するための対策について（通達乙）

大規模災害発生時における災害警備活動については、「高知県警察大規模災害等警備実施要綱の制定について（通達甲）」（令和３年４月１日災対発第47号）及び「高知県警察大規模災害等警備実施要領の策定について（通達乙）」（令和６年６月14日備二発第237号）に基づき実施しているところ、おおむね90年から150年周期で発生してきた南海トラフを震源とする地震は、昭和21年12月発生の昭和南海地震から79年が経過し、昨年９月には今後30年以内に発生する確率が60から90パーセント程度以上に引き上げられるなど、年々切迫度が高まってきている。

最大クラスの南海トラフ地震（以下「南海トラフ巨大地震」という。）が発生すれば、耐震性が十分でない建物等の崩壊・損壊や電気・ガス・水道・通信・道路等の寸断はもとより、津波等により本県に甚大な被害をもたらすことは必至であるが、非常参集する職員や津波による浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）内にある駐在所の勤務員等の安全を確保するとともに、発災直後からの救出救助活動の実効性を高めるため、下記のとおり、南海トラフ巨大地震の発生と津波を想定した事前の対策を鋭意推進し、発災直後からの災害警備活動が維持できるよう努められたい。

情報通信部長にあっては、協力をお願いする。

記

１　災害警備活動の拠点となる施設への装備資機材の整備・充実

南海トラフ巨大地震の発生時には、浸水想定区域内にある所属への非常参集は困難な上、その後、津波被害を受けた警察施設を災害警備活動の拠点として活用することにも支障が予想されることから、その代替えとして浸水想定区域外にある交番・駐在所、代替施設等を発災直後からの災害警備活動の拠点とし、当該施設において迅速な救出救助活動等が実施できるよう、必要な装備資機材の整備・充実に努めること。

２　備蓄食料・飲料水等の分散保管等

浸水想定区域内にある警察施設に、備蓄食料・飲料水等の全てを保管することは適当でないことから、上記１に記載の代替えとなる交番・駐在所、代替施

設等においても備蓄食料・飲料水等を分散して保管し、適正な管理に努めること。

3　当直員の安全確保

浸水想定区域内にある警察施設で勤務する当直員にあっては、地震により大津波警報、津波警報が発表された場合、又は発表が予想される場合、自らの安全確保を最優先とするとともに、同警察施設に現に在所する当直員にあっては、必要な装備資機材等を代替施設や上階へ移動させるなど、その場でできる迅速な避難措置に最善を尽くすこと。

4　駐在所の運用に係る検討

耐震性が十分でない駐在所や浸水想定区域内にある駐在所については、速やかに建て替え、移転、統廃合を進めること。

なお、南海トラフ巨大地震発生時に上記事情等により、駐在所員の安全確保が困難と認められる場合、当該駐在所を管轄する署の署長は、地域住民の理解を得る努力をしつつ、同駐在所の日勤制運用を図ること。

5　職員の非常参集

大規模災害発生時においては、職員の非常参集場所を原則自所属としているところ、自所属への非常参集が危険又は相当の時間を要するときは、最寄りの所属に非常参集し、自所属の長に報告して指示を受けることになるが、特に浸水想定区域内にある署に勤務する職員にあっては、南海トラフ巨大地震が発生した場合、非常参集中に繰り返し押し寄せる津波等によって被災することのないよう、最寄りの上記１に記載の代替えとなる交番・駐在所、代替施設等に非常参集するなど、自らの安全確保に努めること。

また、所属長は、年度当初に全職員に対して調査を実施し、南海トラフ巨大地震の発生時に津波等により自所属に安全に非常参集することが困難な職員の参集経路の確認や非常参集先の割り振りを行うなど、非常参集体制を整備しておくこと。

6　防災用カメラの設置の検討

大規模災害が発生した直後から、警察施設の被災状況、周囲の家屋・道路等の損壊状況、周囲のライフラインの状況等の情報を迅速に収集し報告することが災害警備活動上極めて重要であるが、大津波警報又は津波警報が発表された場合は、現場の職員の安全確保を最優先に地域住民等の避難誘導をしなければならないことから、特に浸水想定区域内の警察施設等について、警備第二課を中心に防災用カメラの設置を検討すること。

（担当：災害対策担当課長補佐、5762）